様式第１号

配置予定技術者届出書

令和　　年　　月　　日

茨城町長　宛

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

工事名　Ｒ６繰国補補修第５号　Ｒ７国補補修第１号橋梁修繕工事

上記工事の契約にあたって、建設業法第２６条に規定する技術者を下記のとおり配置予定であることを届出するとともに、この届出書に記載した内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 配置技術者  の種類 | 技術者氏名 | 監理技術者資格証番号又は有資格名 | 営業所技術者又は  特定営業所技術者及び  経営業務の管理責任者の確認 |
| 生年月日 |
| １ | 主任  　監理 |  |  | 営業所技術者又は特定営業所技術者ではない。  経営業務の管理責任者ではない。 |
| 年　月　日生 |
| ２ | 主任  　監理 |  |  | 営業所技術者又は特定営業所技術者ではない。  経営業務の管理責任者ではない。 |
| 年　月　日生 |
| ３ | 主任  　監理 |  |  | 営業所技術者又は特定営業所技術者ではない。  経営業務の管理責任者ではない。 |
| 年　月　日生 |

１　届出に必要な技術者は、工事現場ごとに１人とする。ただし、届出時に特定できない場合は、複数の技術者を届け出てもよいが、他工事が完了する者に限る。

２　配置技術者の種類欄には、建設業法に定めるところによりこの工事に配置しなければならない技術者の種類を選択し□内を✔すること。

３　有資格者欄には、当該工事にかかる資格名を記載すること。資格の内容が確認できる書類（合格証等）の写しを提出すること。また、建設業法第７条第２号イ、ロに該当するものについては、「実務経験者」と、同法第１５条第２号ハに該当するものについては「大臣認定者」と記載すること。

４　監理技術者を配置しようとするときは、監理技術者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

５　配置予定技術者が、継続して３ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利関係）が存在すること）を有する必要があるため、雇用確認できる書類（「健康保険被保険者証」「雇用保険被保険者証又は雇用保険資格等取得等確認通知書」「住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書」「給与所得の源泉徴収票」「技術職員名簿（経営事項審査）」）のうちいずれかの写しを添付すること。

６　営業所技術者又は特定営業所技術者及び経営業務の管理責任者の確認欄には、当該配置予定技術者が該当しないときは、□内に✔すること。

７　この届出書は、財政課の求める日時に提出すること。